

松田信哉司法書士法人

〒857-0042 長崎県佐世保市高砂町4番11号
Phone 0956-25-1737 Fax 0956-25-1736
E-mail info@ms-shiho.com

相続登記必要書類（遺言書がない場合）

被相続人（亡くなられた方）

- 戸籍，改製原戸籍及び除籍謄本（出生から死亡までのものすべて）
- 戸籍の附票（本籍地と登記簿上の住所が同一なら不要）

相続を受ける相続人

- 遺産分割協議証明書
- 戸籍謄本（被相続人と同一の場合は不要）
- 住民票
- 印鑑証明書
- 委任状（登記申請用）
- 名寄帳
- 身分証明書写し（免許証，パスポートなど）
- 登記費用

相続を受けないその他の相続人

- 遺産分割協議証明書
- 戸籍謄本（又は抄本。被相続人又は相続を受ける相続人と同一の戸籍中に記載があれば不要）
- 印鑑証明書
- 身分証明書写し（免許証，パスポートなど）

その他

- * 登記簿謄本（物件がその他の書類で確認できれば無くても結構です）
- * 遺産分割協議証明書・委任状は，当事務所で作成します。
- * 印鑑証明書以外の書類は当事務所で取得可能です（費用別途）。
- * 戸籍・除籍・印鑑証明書・住民票に証明期限はありません。
- * 相続放棄された相続人は，相続放棄申述受理証明書が必要です。
- * 未成年者の共同相続人がいる場合は，家庭裁判所に特別代理人選任の申立てが必要です。
- * 外国在住の相続人（日本国籍）がいる場合は，現地の日本領事館発行の署名証明書が必要です。
- * 外国在住の相続人（外国国籍）がいる場合は，現地の公証役場発行の署名証明書が必要です。
- * 外国在住の相続人が不動産を取得する場合は，在留証明書が必要です。